

第170回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和4年11月30日(水) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、片木、石原、中野(以上7名・敬称略・順不同)

3 発表課題

(1) 生活保護費用返還決定の取消請求控訴事件(長野県) 東京高判令和3年10月28日 発表担当:石田

事案 Xは平成24年10月15日、長野県A福祉事務所長を処分庁として、生活保護の受給を開始したところ、同月から特定非営利活動法人Bに雇用され、「宅幼老所C」で働いていた。また、XはAに対し、左記雇用先について、毎月収入申告書を提出していた。しかしながら、Xは、雇用先から冬の賞与等の受領をしていたが、それらについては福祉事務所長には申告していなかった。また、Xは平成25年9月18日破産開始決定を受け、同年11月20日免責許可決定を受けていた。その後、Xの上記不申告が判明し、Aは、Xに対し、平成27年10月27日、徴収額を21万4205円として、生活保護法78条徴収決定をした。それに対し、Xは長野県知事(Y)に審査請求、厚労大臣に再審査請求を行ったが、いずれも棄却されたため本件訴訟を提起した。

争点 ①Xが不実の申請その他不正の手段により保護を受けたといえるか、②本件決定における費用徴収額の算定に違法があるか、特に、Xが平成25年9月18日より前(平成24年12月5日)に受領した賞与5万円について破産債権となり、免責の対象となるか。

第一審 ①について Xは、収入を申告すべき義務があることを認識しながらあえて申告していなかったものであるから、生活保護法78条における「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえる。税務申告をしていたとしても、福祉事務所に対する収入の申告義務が免除されるものではない。⇒控訴審もこの点は同旨

②について Xが破産開始決定前に受け取った収入に対応する返還請求権は、破産法2条5項の「破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないもの」に当たり、破産債権となるから、免責許可決定の確定により免責されたものと認められる。⇒約5万円については取り消し、その余は棄却。

判旨 ②について 法78条の徴収決定に基づく返還請求権は、被保護者が収入を得たという事実があったとしても、福祉事務所長がこれが無申告であること等を把握しなければ徴収決定処分をすることが出来ず、同決定処分がなければ具体的な費用返還請求権は発生しない。そうすると、被保護者が破産手続開始前に金銭を受領していたという事実があるのみでは、法78条の徴収決定処分に基づく返還請求権の主たる発生原因が具備されたということではできないから、控訴人が破産手続開始前に4万9750円を受領していた事実があるからといって、福祉事務所長がこの事実を把握し本件決定をしたのは破産手続開始後であることに鑑みれば、同額に相当する費用の返還請求権は、破産債権に当たるとはならない。

⇒Yの付帯控訴に基づき、Yの敗訴部分を取り消し、Xの請求を棄却。

(2) タクシー同乗についての国家賠償請求控訴事件(北海道) 札幌高判令和4年1月28日 発表担当:中野先生

事案 Xを被疑者とする脅迫事件(平成27年3月及び7月)の捜査を行っていた警察官3名が、X方居室に対する搜索差押許可状の発布を受けている状況(逮捕状の請求はしていなかった)において、平成28年11月1日午前9時25分頃から同日午前11時30分頃までXを追従し、人定事項の確認を繰り返している中で、同時刻頃に、Xが乗車したタクシーに、Xの了解なく同乗したことについて、任意捜査として許容限度を超えた違法な行為として、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた事案。なお、その後Xは起訴されたが、Xが各脅迫文の手紙を郵送したことについて合理的な疑いが残るとして無罪判決が出され、確定した。

争点 任意捜査としてのタクシーへの同意なき同乗の適法性

第一審 「警察官らが原告の同意を得ずにタクシー車内に乗車したことは、原告のプライバシーを侵害するものであるから、その違法性については、必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況の下で相当と認められるかにより判断すべき」としたうえで、被疑事実が悪質で、証拠隠滅や原告が所在不明となることを防ぐためXの追尾を継続する高度の必要性があった、Xがタクシーに乗車しようとしたことで証拠隠滅や原告が所在不明となる危険性が高まっていたが、原告が警察官らの追尾に対して明確に拒絶する発言までしていなかったから、相当性を欠く状況に至っていたとはいえない。タクシー運転手に発進を待つように協力を求める、他のタクシーに乗車するといった手段は、タクシーに同乗することと比べて捜査目的達成のための十分な手段とはいえない。タクシーに同乗した時間は5分程度と短時間であり、プライバシーの侵害の程度が大きかったとも言えない。⇒国賠法1条1項の違法の評価を受けるとは認められない。

判旨 タクシー車内は、憲法35条が保証対象とする私的領域としての性質を有していると解され、捜査機関がこのような私的領域に侵入すること原則として許されず、警察官らが控訴人の乗車するタクシーに乗車したことは、控訴人のプライバシーの侵害に当たりうるものであるし、通信の秘密(憲法21条2項後段)が守られる状況が確保できなくなってしまうことにもなる。したがって、任意捜査として、このような行為をすることは、原則として許されず、警察官が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為をしたものとして、国家賠償法上違法と評価するのが相当である。事件から1年半以上が経過した平成28年11月1日の時点で、その犯人が日常的に証拠品を所持している可能性が高いとは言えず、警察官らは、タクシーの会社名や自動車登録番号さえも記録化していないことからすると、警察官らがXによるタクシー車内での証拠隠滅を防ぐ必要性や緊急性が高いものと認識していたとは認められない。逃走を防止する必要性や緊急性があるのであれば、逮捕状を取得するのが通常であり、警察官らは、控訴人の逃走のおそれや控訴人が逃走して何らかの犯行に及ぶ恐れをそれほど懸念していなかったことがうかがわれる。令状なく、極めて軽微で必要最小限度といえるかについて、他人の守られるべき私的領域に入り込む行為なのであって、プライバシー侵害の程度が極めて軽微で許されるなどとは到底いえない。Xは慰謝料によって慰謝することが相当な精神的損害を被った。⇒原判決破棄、慰謝料20万円。確定。